

1 IV. 食品健康影響評価

2 3. チリ

3 (1) 生体牛

4 ① 侵入リスク

5 BSE リスク国からの生体牛の輸入

6 チリの生体牛の輸入に関するデータを表 1 に示す。これらは、チリから
7 の回答書及び国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計）
8 によるBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータを基に整理した。なお、
9 表 1 は各BSEリスク国について加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを
10 示している。

11 回答書によると、チリは 1990 年より、BSE 症例が報告されている英国及
12 びスイスからの生体牛の輸入を禁止し、1999 年には、牛、牛製品または副
13 産物の輸入は BSE 非発生国からのみ認めることを規定した。2001 年にはデ
14 ンマークから輸入された牛の処分を行い、2003 年には米国・カナダからの
15 牛及び牛製品の輸入を一時停止した。

16 1986 年以降の BSE リスク国からの生体牛は、欧州（中程度汚染国）（デ
17 ンマーク）から 106 頭、米国から 47 頭、カナダから 38 頭がそれぞれ輸入
18 されている。

19 一方、貿易統計によると、欧州（中程度汚染国）（デンマーク）から 106
20 頭、米国から 152 頭のチリへの生体牛の輸出があったと記録されている。

21 BSE リスク国からの肉骨粉の輸入

22 チリの肉骨粉の輸入に関するデータを表 2 に示す。これらは、チリから
23 の回答書及び国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計）
24 によるBSEリスク国からチリへの輸出に関するデータを基に整理した。なお、
25 表 2 は各BSEリスク国について加重係数を設定した期間の輸入トン数のみ
26 を示している。

27 回答書によると、チリは 1990 年より、BSE 症例が報告されている英国及
28 びスイスからの肉骨粉及び動物性たん白質を含む動物用飼料（魚粉及び家
29 禽ミールを除く）の輸入を禁止した。（1991 年にはこの規定を改定し、反
30 すう動物の飼料とすることを目的とした動物性たん白質を含む製品（魚粉
31 及び家禽ミールを除く）の輸入を禁止した。）1999 年には、牛、牛製品ま
32 たりは副産物の輸入は BSE 非発生国からのみ認めることを規定した。

33 1986 年以降の BSE リスク国からの肉骨粉の輸入は、欧州（中程度汚染国）
34 （デンマーク）から 55 トン、米国から 329 トン、カナダから 6,605 トンの
35 チリへの肉骨粉の輸出があったと記録されている。

36 一方、貿易統計によると、英国から 2 トン、欧州（中程度汚染国）（ドイ
37 ツ・スペイン・イタリア）から 19,042 トン、欧州（低汚染国）（デンマー
38

ク) から 28 トン、米国から 1,025 トン、カナダから 5,167 トンのチリへの肉骨粉の輸出があったと記録されている。(事実関係については確認中)

BSE リスク国からの動物性油脂の輸入

チリからの回答書によると、欧州(中程度汚染国)(オランダ、スペイン、イタリア、ベルギー)から 346 トン、米国から 29,762 トンの動物性油脂の輸入があったと記載されている。2004 年の決議により不溶性不純物の最大含有量が 0.15%を超えてはならないと規制されている。また、回答書によると、チリでは動物用飼料の原料としての生産あるいは加工はされていないとの記載がある。

輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価

チリからの回答書では、輸入実績と暴露要因となった可能性のある輸入牛頭数又は肉骨粉トン数が同一であることから、BSE リスク国からのすべての輸入牛及び肉骨粉をリスクの対象とした。

動物性油脂に関しては、欧州(中程度汚染国)及び米国より輸入が確認されたが、同時期に輸入された生体牛及び肉骨粉と比較すると動物性油脂のリスクは相対的に低いと考えられること、2004 年以降不溶性不純物の最大含有量は 0.15%を超えてはならないとされていることに加え、動物用飼料の原料としての生産あるいは加工はされていないことから、侵入リスクの評価に影響を及ぼす可能性は低いと考えられた。

表 1 BSE リスク国からの生体牛の輸入(チリ)

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計
		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数		輸入頭数
輸入実績※1	英国	回答書										
		貿易統計										
	欧州(中程度汚染国)	回答書										
		貿易統計										
	欧州(低汚染国)	回答書				106						106
		貿易統計				106						106
	米国	回答書			38			9				47
		貿易統計			114		38					152
	カナダ	回答書	38									38
		貿易統計										
その他()	回答書											
	貿易統計											
合計	回答書	38		38		106		9		0	191	
	貿易統計	0		114		144		0		0	258	

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計
		頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数
暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国											
	欧州(中程度汚染国)											
	欧州(低汚染国)					106	1.06					106
	米国			38	0.00			9	0.00			47
	カナダ	38	0.00									38
	その他()											
	合計	38	0.00	38	0.00	106	1.06	9	0.00	0	0.00	191
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる	
	(参考)貿易統計の数字を用いた場合											
	貿易統計※2	合計	0	0.00	114	0.00	144	1.06	0	0.00	0	0.00
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる	

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある輸入牛については、加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった生体牛頭数は不明であるため、全頭数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

1

表2 BSE リスク国からの肉骨粉の輸入（チリ）

			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計
			輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数
輸入実績※1	英国	回答書 貿易統計			2			2
	欧州 (中程度汚染国)	回答書 貿易統計		1,638		8,527	8,877	19,042
	欧州 (低汚染国)	回答書 貿易統計	11		44			55
	米国	回答書 貿易統計			329			329
	カナダ	回答書 貿易統計			602	227	196	1,025
	その他()	回答書 貿易統計			6,605			6,605
		回答書 貿易統計			5,167			5,167
	合計	回答書 貿易統計	11	0	6,978	8,754	9,073	6,989
	貿易統計	0	1,638	5,799			25,264	

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-		合計
		トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数	英国 換算	トン数
暴露要因と なった 可能性のある 肉骨粉	英国											
	欧州(中程度汚染国)											
	欧州(低汚染国)	11	0.01			44	0.44					55
	米国					329	0.01					329
	カナダ					6,605	0.66					6,605
	その他()											
合計												
		11	0.01	0	0.00	6,978	1.11	0	0.00	0	0.00	6,989
		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

貿易統計※2	合計	0	0.00	1,638	16.38	5,799	0.83	8,754	85.28	9,073	88.77	
		無視できる		低い		無視できる		中程度		中程度		

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある肉骨粉については、加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった肉骨粉量は不明であるため、全トン数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

2

3

4

侵入リスクのレベルの判定

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

チリからの回答書に基づき、侵入リスクのレベルの判定を行った結果、生体牛については、1986～1990年は英国換算で0.004、1991～1995年は0.0008、1996～2000年は1.06、2001～2005年は0.0002、2006年以降は0となり、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられた。

(貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合は、1986～2007年のすべての期間において、英国換算で2未満となり、回答書の数値を用いた場合と同じく、すべての期間において「無視できる」と考えられた。)

肉骨粉については、回答書の数字に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合、1986～1990年は0.01、1991～1995年は0、1996～2000年は1.11、2001～2005年及び2006年以降は0となり、すべての期間において「無視できる」と考えられる。(貿易統計では欧州(中程度汚染国)から相当量の輸入があったことが示されており、1986～1990年は英国換算で0となり「無視できる」、1991～1995年は16.38で「低い」、1996～2000年は0.83で「無視できる」、2001～2005年は85.28で「中程度」、2006年以降は88.77で「中程度」と考えられた。) (事実関係については確認中)

また、輸入生体牛及び肉骨粉の組み合わせにより生じた全体の侵入リスクは、全ての期間について「無視できる」と考えられた。(表3)(貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合は、1986～1990年は「無視できる」、1991～1995年は「低い」、1996～2000年は「無視できる」、2001

1 ~2005 年は「中程度」、2006 年以降は「中程度」と考えられた。）

2 **表 3 侵入リスク（チリ）**

	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-
生体牛	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
肉骨粉	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
全体	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる

3
4
5 **② 暴露・増幅リスク**

6 **飼料規制**

7 BSE に関連した飼料規制としては、2000 年に反すう動物由来肉骨粉の反
8 すう動物への給与を禁止した。2004 年には、ほ乳動物由来のたん白質の反
9 すう動物への給与を禁止した。

10 代表的な飼料給与方法は、日本とほぼ同じであり、粗飼料や濃厚飼料が
11 給与されている。また、子牛には母乳及び代用乳が与えられる。農場での
12 混合飼育については、養豚・養鶏農家の集約化が進みつつあるが、2007 年
13 現在で牛と豚・鶏の混合飼育は飼養牛全体の 66%で行われている。回答書
14 によると、2001 年以降、反すう動物由来原料を含む肉骨粉は、すべて反す
15 う動物以外の飼料に使用されている。

16 飼料給与に関する規制の遵守状況確認は、農業牧畜省(SAG)が実施主体で
17 あり、農場を巡回して確認している。監査数は直近の3年間では、2005 年
18 が 5,518 件、2006 年が 9,087 件、2007 年が 10,084 件となっており、違反
19 数はいずれの年も 0 件である。

20 飼料製造・流通規制実施の遵守状況確認は、SAG が実施し、チェックリ
21 ストを用いて施設での検証を行う。

22 飼料サンプリングに関しては、顕微鏡観察による検査が行われている。
23 また、飼料工場では政府の獣医師が飼料サンプリングを行っている。

24 直近3年間の検査では、2005 年が 221 件、2006 年が 171 件、2007 年
25 が 88 件となっており、陽性は 2005 年の 1 件のみと記録されており、当該違
26 反への対応としては、顕微鏡を用いた追加サンプルの検査や、施設に対し
27 報告を求める等の措置が行われた。

28
29 **SRM の利用実態**

30 SRM は、2005 年の農業牧畜局(SAG)発布の決議 No. 5338 において「月齢
31 30 ヶ月齢以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄及び脾臓、また、
32 すべての月齢の牛及び羊の回腸末端部」と定義されている。せき柱は、チ
33 リでは SRM として定義されていない。SRM とみなされた臓器またはその廃
34 棄物は、家畜用飼料の加工に使用することは禁止されている。

35 SRM の利用実態に関する情報は得られていない。(SRM を定義する前も
36 含めた利用実態は確認中) また保健省は、2006 年 2 月 4 日に食品衛生法を

1 改正し、月齢 30 ヶ月齢以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄、
2 脾臓及び回腸などの人による摂取を禁止した。

3 4 **レンダリングの条件**

5 レンダリング条件に関しては、2001 年より反すう動物由来のたん白質を
6 含む飼料の産業用加工における予防的衛生措置が設定され、原材料の粒子
7 の大きさを 50mm に粉砕した後 133℃/20 分/3 気圧の加熱処理を行うことが
8 定められている。

9 レンダリング規制実施の遵守状況の確認は、SAG によって行われており、
10 2003 年は 12 件、2004～2007 年は毎年 180 件の検査を行っている。違反は
11 2006 年に 2 件見つかり、違反内容は、設定された処理条件の非遵守
12 (主に前処理粉砕の寸法に関する違反) となっている。

13 14 15 **交差汚染防止対策**

16 飼料製造施設に関しては、2001～2005 年のデータでは 57 施設すべてが
17 専用施設 (特定の家畜の飼料のみを生産している施設) であった。2006 年
18 以降のデータでは、76 施設 (約 84%) が専用施設、14 施設 (約 16%) が混
19 合施設 (反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料の両方を生産している
20 施設) である。なお、混合施設 14 施設中 9 施設ではライン分離が行われて
21 おり、残りはライン洗浄による交差汚染防止措置が講じられている。

22 レンダリング施設に関しては、2006 年以降のデータによると、原料に反
23 すう動物由来のものを含む専用施設が 7 施設、原料に反すう動物由来の
24 ものを含まない専用施設が 3 施設となっている。

25 26 **その他**

27 チリでは、これまで TSE の症例は検出されていない。

28 29 **暴露・増幅リスクの評価**

30 チリからの回答書に基づき、暴露・増幅リスクのレベルの評価を行った
31 結果、1986～2000 年は「高い」、2001 年は「中程度」、2002～2004 年は「低
32 い」、2005～2007 年は「非常に低い」と考えられた。(表 4、表 5)

1

表4 暴露・増幅リスクの評価の概要（チリ）

項目	概要
飼料給与	2000年 反すう動物由来のたん白質の反すう動物への給与禁止。 2004年 ほ乳動物のたん白質の反すう動物への給与禁止。
SRMの利用実態	・利用実態の詳細は不明。 ・2005年の決議において、SRMを「月齢30ヶ月以上の反すう動物の脳、小脳、眼、扁桃、脊髄および脾臓、また、すべての月齢の牛および羊の回腸遠位部」と定義し、家畜用飼料への利用を禁止。（せき柱はSRMとして定義されない） ・2006年より、SRMのヒトによる摂取禁止。
レンダリングの条件	2001年に、原材料の粒子の大きさを50mmに粉碎後、133°C/20分/3気圧の処理を行うことが定められている。
交差汚染防止対策	・飼料製造施設では、2006年以降のデータによると、14施設中9施設でライン分離、残りの5施設ではライン洗浄を行っている。 ・レンダリング施設は、2001年以降すべて専用施設となっている。

2

3

4

表5 暴露・増幅リスクの評価（チリ）

	飼料給与の状況	SRMの利用、レンダリングの条件、交差汚染防止対策等	判定
1986～2000年	特に規制無し		高い
2001年	反すう動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止	・2001年より133°C/3気圧/20分/50 mmでのレンダリング処理を規定	中程度
2002～2004年			低い
2005年～	ほ乳動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止	・2005年よりSRMは他の臓器や組織から切り離し、化学薬品で変性し焼却処分するか、埋め立て処理場へ搬出することが決められている	非常に低い

5

6

7

③ サーベイランスによる検証等

8

母集団の構造

9

チリからの回答書によると、1996年におけるチリの牛の飼養頭数は、肉用牛が約152万頭、乳用牛が約62万頭、種畜牛（雄）が約2万頭の計216万頭となっている。また、チリ統計院(INE)農業牧畜調査によると、2007年の牛の飼養頭数は約372万頭となっている。

13

14

サーベイランスの概要

15

16

17

チリでは、1996年から高リスクの牛及び羊を対象にしたパッシブサーベイランスが開始され、サーベイランス計画に沿って各州のサンプルサイズを決定し、と畜場で処理された家畜についてサンプリングが実施された。

18

19

20

21

22

23

2004年以降、BSEに合致する症状を示す症例の通報、ならびに対象家畜群の明確化を重視するアクティブサーベイランス計画が設定され、伝達性海綿状脳症に合致する神経症状のある月齢30ヵ月超の家畜群、輸送中に死亡した家畜、緊急と畜された家畜、急性または慢性疾患を罹患している疑いのある家畜など、BSEに感染している可能性が相対的に高い家畜を中心にサンプリングが行われた。

1 チリのサーベイランスは、OIE の規則と勧告に基づいて行われており、
 2 動物の分類は、OIE の陸生動物衛生規約付録 3.8.3 「BSE サーベイランス」
 3 第 3.8.4.2 条「牛母集団の説明」の定義と同様である。サンプリングの対
 4 象となるのは農場と畜場で、農場では、「死亡牛」及び「臨床的に疑われ
 5 る牛」の BSE サンプルを入手すること、と畜場では「不慮の事故による
 6 畜牛」及び「通常と畜牛」と定義される個体のサンプルを入手することに
 7 重点が置かれている。

8 サンプル採取は、技術の研修を受けている政府もしくは民間の獣医師に
 9 より行われる。スクリーニング検査は 2005 年より ELISA 法を用いて行われ
 10 ており、確認試験は病理組織学（1996 年より）及び免疫組織化学的検査
 11 法（2001 年より）で行われている。検査機関は、一次検査、確認検査ともに
 12 公立の 1 ヲ所のみである。

13 サーベイランス実施頭数に関しては、1996 年～2004 年までは 2,261 頭、
 14 2005 年～2007 年はそれぞれ 3,504 頭、8,874 頭、7,727 頭の検査が行われ
 15 ている。なお、直近 7 年間のサーベイランス結果について、OIE で利用され
 16 ているポイント制 (BSurvE) に基づき試算したところ、95% の信頼性で、成牛
 17 群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしていると推
 18 定された。(表 6)

21 **表 6 サーベイランスポイントの試算**

22 牛の飼養頭数(1996年)約216万頭※→7年間で300,000ポイント以上必要

サーベイランス実施頭数					
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故による と畜牛	臨床的に疑われる 牛	合計
2001	68				68
2001	634			5	639
2003	645		1	11	657
2004	59	1	13	55	128
2005	1,333	578	1,494	99	3,504
2006	736	2,210	5,667	261	8,874
2007	410	1,913	5,289	115	7,727
合計	3,885	4,702	12,464	546	21,597
サーベイランスポイント	(×0.2) 777	(×0.9) 4,232	(×1.6) 19,942	(×750) 409,500	434,451 (目標達成)

*OIEのA型サーベイランスで必要とされるポイント数と、サーベイランスポイントとを比較。

*サーベイランスポイントは、全頭「4歳以上7歳未満」と仮定して計算。

*牛の飼養頭数は、チリ回答書3.1「母集団の構造」に記載された数値を利用し、すべて24ヵ月齢以上とみなして計算した。

23 **BSE 認知プログラム**

24 チリでは 1996 年以降、BSE 認知プログラムが存在している。疾病の臨床
 25 的検出の普及や、試験目的のサンプル採取の方法に焦点が置かれ、政府獣
 26 医師、民間獣医師、畜産従事者、農業学者などを対象に様々な研修プロ
 27 グラムが実施されている。

28 届け出義務に関しては、1996 年に BSE が法定伝染病に指定され、BSE 特

1 有の兆候や、興奮、行動、一般状態の変化などの症状を呈する 30 ヶ月齢以上
2 上の成牛について、届出を求めている。

3 2006 年以降、公的獣医師に承認された BSE 疑い例や、農場で死亡あるいは
4 は処分された個体には、一定の金額が補償されることになっている。

6 (2) 食肉及び内臓

7 ① SRM 除去

8 SRM 除去の実施方法等

9 SRM 除去に関しては、2005 年の農業牧畜局 (SAG) 決議 No.5338 で、
10 食肉処理工場での SRM の衛生的な廃棄方法が定められている。SRM は他
11 の臓器や組織から切り離し、化学薬品で変性し、焼却処分するか埋め立て
12 処理場へ搬出することが定められている。(日本向けの除去について確認
13 中)

14 と畜工程において、背割りは一般に行われており、食肉処理工場規則に
15 より、ナイフ、柄、のこぎり及びその他の道具に 82℃以上の熱湯と消毒液、
16 あるいはこれらの道具を消毒できる他のシステムを使用することが定めら
17 れている。と体はせき柱の矢状面で切断され、せき髄が除去されている。
18 また、枝肉はせき髄除去後に洗浄され、と畜検査員がせき髄片の付着が無
19 いことを確認している。

20 扁桃及び回腸遠位部は、動物用飼料への使用を防止するために、除去後
21 生産ラインから隔離され、変性した後に廃棄される。除去は検査員が確認
22 している。

24 SSOP、HACCP に基づく管理

25 輸出向け工場では 1999 年以降、国内向け工場では 2006 年以降 HACCP
26 が義務づけられている。(導入施設数は確認中) チリは、国家の BSE 基準
27 により、と体からの SRM の除去を義務づけており、せき髄の除去につい
28 ては重要管理点 (コントロールポイント) とされている。

30 日本向け輸出のための付加要件等

31 (追加確認中)

33 ② と畜処理の各プロセス

34 と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

35 と畜前検査は、公認獣医師の責任下で行われる。動物はすべて、と畜場
36 到着直後もしくはと畜直前に検査を受けなければならない、検査の結果、疾
37 病の疑いがある場合は隔離し、精密検査もしくは観察を行う。と畜場での
38 BSE 検査はサーベイランスの一環として行われており、「不慮の事故によ

1 ると畜牛」及び「通常と畜牛」が対象となる。

3 **スタンニング、ピッシング**

4 チリでは、食肉処理工場規則第 7 条（法規 No.61）で、スタンニング方
5 法を定めており、圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用
6 いられていない。ピッシングについては、チリのと畜場では行われていな
7 い。

9 **③ その他**

10 **機械的回収肉（MRM）**

11 チリでは、機械的回収肉(MRM)の生産は行われていない。

13 **トレーサビリティ**

14 チリでは、2004 年に牛衛生トレーサビリティプログラムを制定し、2006
15 年にはこれを改正してすべての種の家畜に関する情報を記録する衛生トレ
16 ーサビリティプログラムを制定した(PABCO)。全飼育頭数に対する、個体識
17 別により月齢確認可能な牛の割合は、17.67%となっている。

19 **と畜場及びと畜頭数**

20 チリのと畜場数は 81 施設(2007 年)であり、年間と畜頭数は 2006 年のデ
21 ータで約 95 万頭で、内訳は 30 ヶ月齢以下の健康と畜牛が約 66 万 5 千頭
22 で、30 ヶ月齢超の健康と畜牛は約 28 万 5 千頭となっている。食肉検査官
23 数については、2007 年のデータで食肉検査官 103 名、獣医官 95 名となっ
24 ている。輸出向け食肉処理工場には、獣医師 1 名（チーム長）と、政府獣
25 医官、政府食肉検査官からなり、政府獣医官と政府食肉検査官の数はと畜
26 処理量に応じて変わる。国内消費向け食肉処理工場では、政府獣医検査官
27 1 名が任務に当たっている。

28 輸出向け食肉処理工場は農業牧畜局(SAG)の管轄下であり、違反があっ
29 た場合は認可の停止、登録からの抹消、罰金の適応などがある。また、国
30 内向け食肉処理工場は保健省(MINISAL)の管轄下であり、違反発見時の対
31 応としては施設の停止や閉鎖がある。

33 **⑤食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の評価**

34 チリからの回答書に基づき、食肉処理工程におけるリスク低減措置の有
35 効性の評価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と
36 考えられた。（表 7）

表7 食肉の評価の概要（チリ）

		措置内容	判定
SRM除去の 実施状況等	SRMの定義	○30カ月齢以上の反すう動物の ・大脳 ・小脳 ・眼 ・せき髄 ・扁桃 ・脾臓 (せき柱はSRMではない) ○全月齢の牛および羊の ・回腸末端部 (2005年SAG決議 No.5338) また2006年 ヒトによるSRM摂取の禁止令を発令	SRMを法律等（せき柱は任意の措置）（実施方法等）に基づき除去している
	SRMの除去	上記のSRMを除去し、化学薬品で変性し、焼却処分か埋め立て処理場へ搬出 (せき柱はSRMではない)	
	実施方法等	背割り鋸の1頭ごとの洗浄？（追加確認中） ----- 適度な水圧のある水でと体を洗浄 ----- 枝肉へのせき髄片の付着は、と畜検査員が確認 ----- 輸出施設ではHACCP及びSSOPを導入	
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	公認獣医師の責任下で行われ、異常が疑われる個体は隔離される。	○
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない	
	ピッシング	実施していない	
MRM		製造していない	
日本向け輸出のための付加要件等		追加確認中	
家畜衛生条件			
通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導		BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導	
リスク低減措置の評価		リスク低減効果 非常に大きい～大きい	

1 (3) 総合評価

2

3

4